

平成30年10月 日

八代市長 中 村 博 生 様

八代市浄化槽市町村整備推進事業審議会
会 長 藤 野 和 徳

浄化槽使用料について（答申）（案）

平成30年9月14日付、八市下総水第704号で諮問がありました標記の件については、当審議会において4回にわたり慎重に審議した結果、結論を得ましたので、別冊のとおり答申します。

(別 冊)

答 申 書 (案)

浄 化 槽 使 用 料 に つ い て

平成 3 0 年 1 0 月

八代市浄化槽市町村整備推進事業審議会

浄化槽整備推進事業（以下、「浄化槽事業」という）は、事業実施区域の住民が衛生的な生活を送るためには欠くことのできない事業であり、トイレの水洗化等による生活環境の改善、周辺住環境の向上、氷川を中心とした公共用水域の水質保全など広範な機能を有しています。

また、浄化槽事業は、公共性と健全性に基づく経営が求められ、浄化槽使用料の設定については、「独立採算性」の原則により、本来使用料で賄うべき経費（維持管理費及び資本費）は、全額使用料で賄うという基本ルールを念頭に行う必要があります。

現在、本市の浄化槽使用料は、本来使用料で賄うべき経費に対し、使用料収入が不足しているため、その補てんを一般会計からの基準外繰入金により賄っています。

特に一般会計からの基準外繰入金は、税の公平性の観点から解消する必要がありますが、利用者の負担を急激に増大させないように、目標年度を定めて段階的に改定していくことが望まれます。

今回、使用料回収率を次回を含めた2回の改定で100%とするという考え方を踏まえて審議したところ、平成31年度からの4年間は、諮問のとおり、現行と比べて平均改定率7.5%の値上げが必要であります。ただし、諮問を受けた一般家庭の料金体系（人槽制＋人数制）では、使用料回収率に不公平等が生じるため、人槽に関係なく人数制にすべきとの考えに至りました。

以上のことから、当審議会は、市長からの「浄化槽使用料について」の諮問について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、浄化槽事業の健全な経営に向けて、4項目の付帯意見を申し添えます。

1. 答申内容

(1) 使用料回収率を平成31年度に93%とし、平成37年度に100%にするために、今回平均改定率7.5%の使用料改定は、妥当である。

(2) 使用料について、下表の「改定後」のとおり改正する。

【浄化槽使用料の単価表】

(一般家庭以外)

(消費税抜き)

人槽区分	現行使用料	改定後	差額	改定率
公民館・集会所	3,450			
5	4,650	5,360	710	15.2
6	4,740	5,450	710	14.9
7	4,830	5,540	710	14.6
8	5,100	5,810	710	13.9
10	5,470	6,180	710	12.9
11～15	8,750	9,450	700	8.0
16～20	10,250	11,950	1,700	16.5
21～25	13,870	14,560	690	4.9
26～30	16,370	17,060	690	4.2
31～35	18,450	19,150	700	3.7
36～40	20,540	21,230	690	3.3
41～45	21,490	22,060	570	2.6
46～50	25,540	26,230	690	2.7
60	30,090	30,750	660	2.1

(一般家庭以外)

(消費税抜き)

区 分	改定後
基本料金 (1件当たり)	
世帯員割	

※現行使用料との比較表は、次ページのとおり。

(一般家庭)

【現行使用料との比較表】

(消費税抜き)

入槽 区分	世帯 員数	現行使用料	改定後	差額	改定率
5	0	3,450			
	1	3,850			
	2	4,250			
	3	4,650			
	4	5,040			
	5	5,430			
	6	5,820			
	7	5,820			
	8	5,820			
	9	5,820			
	10	5,820			
	11	5,820			
6	0	3,540			
	1	3,940			
	2	4,340			
	3	4,740			
	4	5,130			
	5	5,520			
	6	5,910			
	7	5,910			
	8	5,910			
	9	5,910			
	10	5,910			
	11	5,910			

人槽 区分	世帯 員数	現行使用料	改定後	差額	改定率
7	0	3,630			
	1	4,030			
	2	4,430			
	3	4,830			
	4	5,220			
	5	5,610			
	6	6,000			
	7	6,000			
	8	6,000			
	9	6,000			
	10	6,000			
	11	6,000			
8	0	3,900			
	1	4,300			
	2	4,700			
	3	5,100			
	4	5,490			
	5	5,880			
	6	6,270			
	7	6,270			
	8	6,270			
	9	6,270			
	10	6,270			
	11	6,270			

人槽 区分	世帯 員数	現行使用料	改定後	差額	改定率
10	0	4,270			
	1	4,670			
	2	5,070			
	3	5,470			
	4	5,860			
	5	6,250			
	6	6,640			
	7	6,640			
	8	6,640			
	9	6,640			
	10	6,640			
	11	6,640			

2. 浄化槽使用料の改定時期

平成31年4月使用分から適用とする。

3. 審議期日及び内容

平成30年	9月14日（金）	浄化槽使用料について（諮問）
平成30年	9月21日（金）	浄化槽使用料について
平成30年	9月27日（木）	浄化槽使用料について
平成30年10月	4日（木）	浄化槽使用料について（答申）

4. 付帯意見

- ① 今回の使用料改定を浄化槽使用者に対し周知する際には、前回同様、使用者にとってわかりやすい事前周知を心がけること。
- ② 維持管理経費の削減を図るため、行政側としても清掃業者と清掃・点検費を下げる協議を今後も継続すること。
- ③ 本市の浄化槽事業については整備率が約6割なので、今後も整備の推進を適切に行うこと。
- ④ 収納率の向上のために、使用料の滞納者については、滞納なく支払っている世帯との不公平感をなくすよう、徴収業務の強化を今後も継続して行くこと。